

四日市市を美しくする条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第28号

四日市市を美しくする条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市を美しくする条例施行規則（平成9年四日市市規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第5条（略）	<p><u>（啓発研修等）</u></p> <p><u>第5条 条例第11条に規定する研修は、次の各号のいずれかとする。</u></p> <p><u>（1）環境の美化に関する研修</u></p> <p><u>（2）資源リサイクルに関する研修</u></p> <p><u>（3）地域等における清掃活動</u></p> <p><u>2 研修の受講者は、研修終了後はまちの美化に指導的役割を果たすよう努めなければならない。</u></p> <p>第6条（略）</p>

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

（環境部生活環境課）